



# 令和7年度 犬山市下水道使用料 改定説明会

犬山市都市整備部下水道課



# 本日の次第

1. 市長挨拶
2. 下水道使用料改定説明
3. 新下水道使用料金の見方について
4. 個別質問



# 本日の次第

1. 市長挨拶
2. 下水道使用料改定説明
3. 新下水道使用料金の見方について
4. 個別質問



# 本日の次第

1. 市長挨拶
2. 下水道使用料改定説明
3. 新下水道使用料金の見方について
4. 個別質問

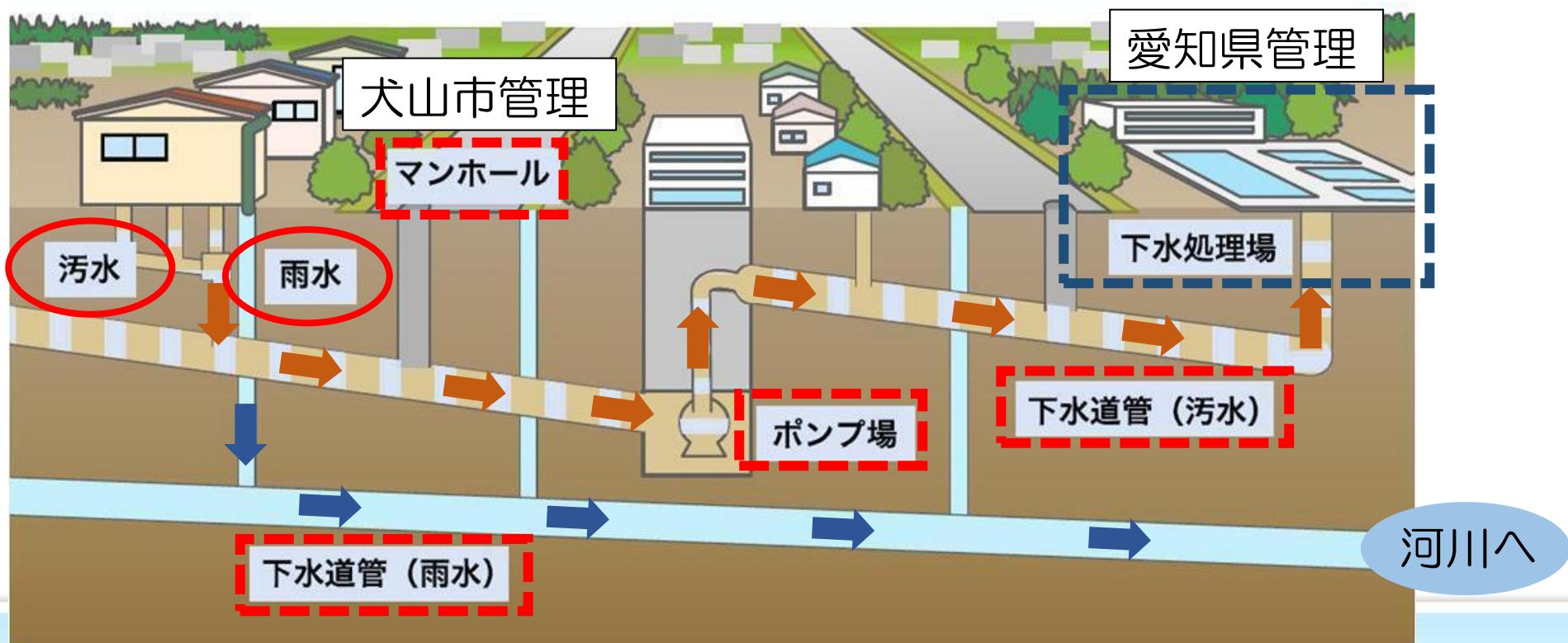


## 公共下水道とは？

- ・下水処理場や下水管などの下水道施設を地方公共団体が管理する下水道

## 下水道の役割は？

- ・人が使用した『汚水』の処理等、公衆衛生の向上を図り、街を清潔にする
- ・宅地や道路等に降った『雨水』を速やかに排除し、街を浸水から守る



## 2. 下水道使用料改定説明



### 犬山市の公共下水道事業

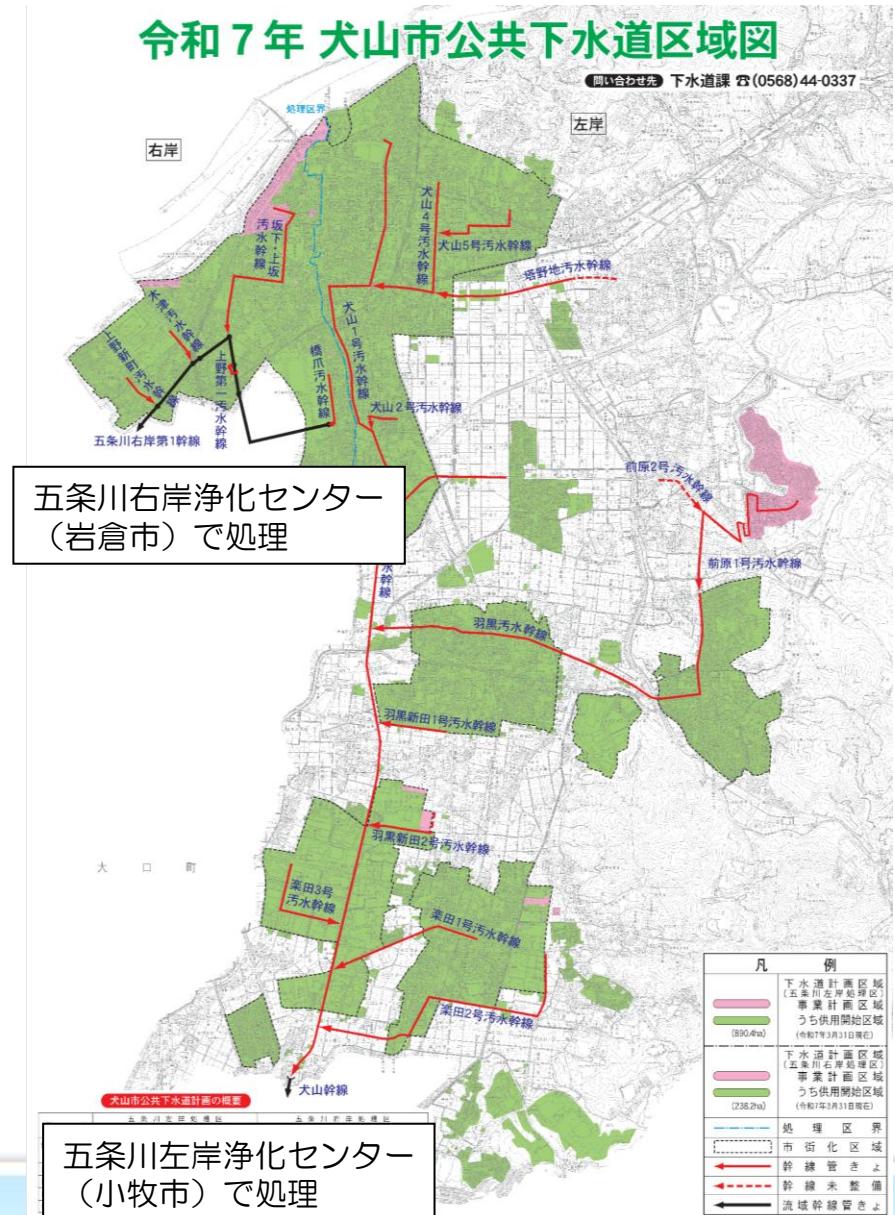
供用開始	平成元年10月
供用面積	1134.0ha
行政区域内人口	71,067人
供用区域内人口	51,433人
接続戸数	20,068戸

(令和7年3月31日時点)

家庭や工場から出る汚水

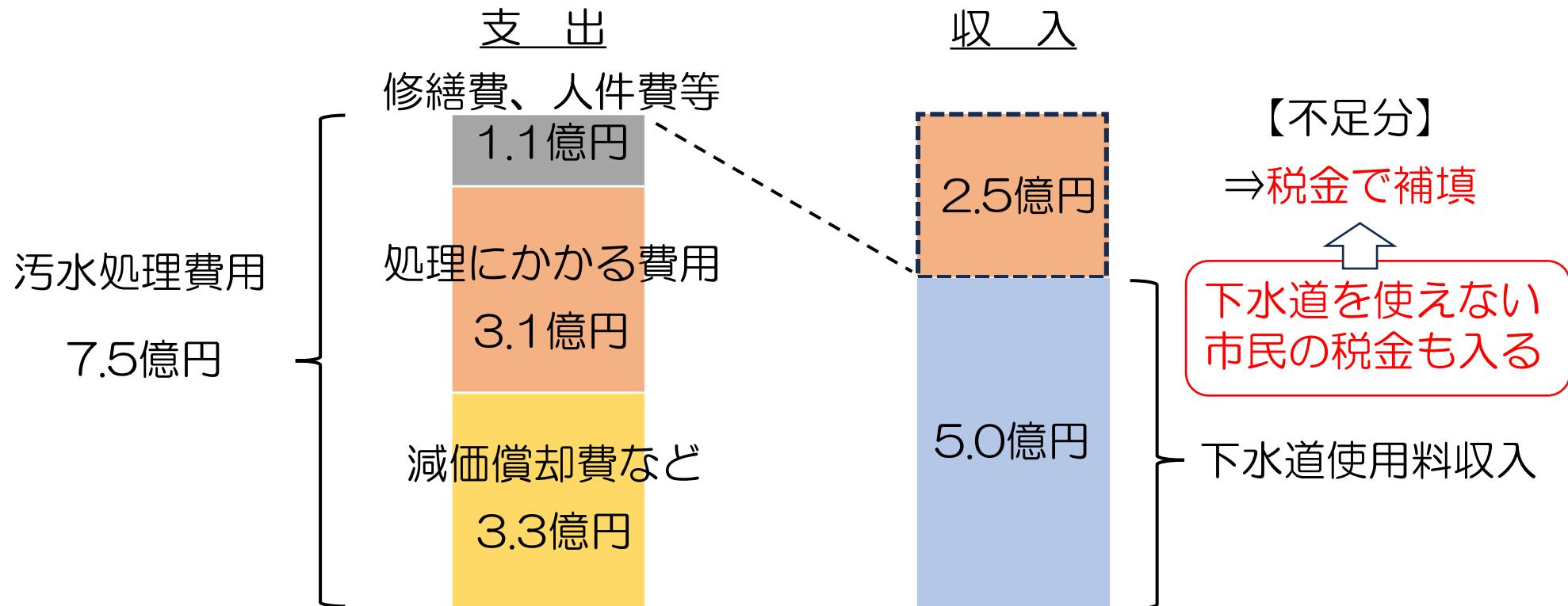


地形により愛知県が管理する2ヶ所の  
下水処理場で処理（岩倉市と小牧市）





## 汚水処理費用（支出）と下水道使用料（収入）



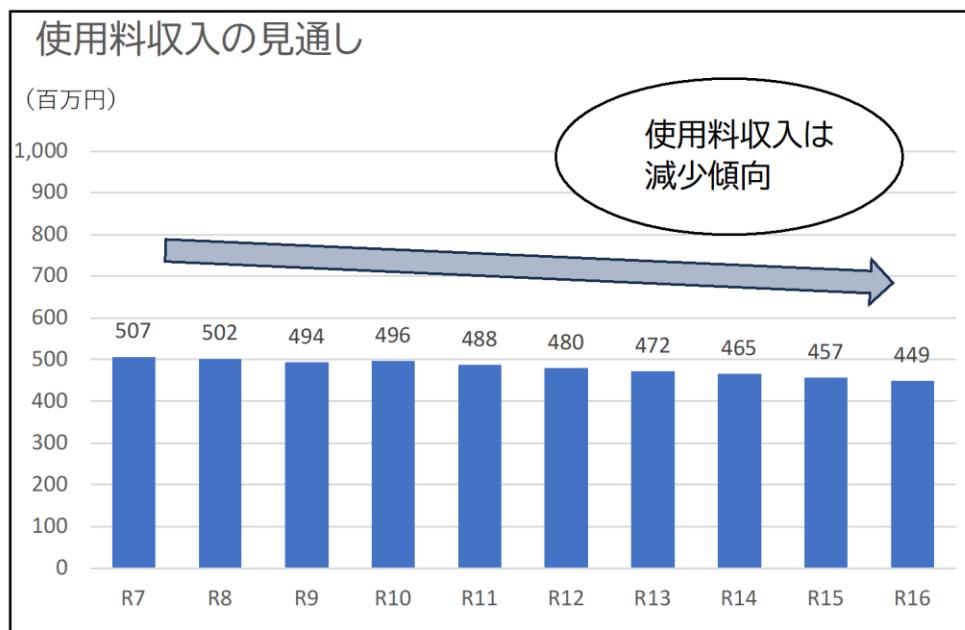
公共下水道事業の費用のうち下水道使用料で賄うべき費用（汚水処理費用）は現在の使用料体系では約2.5億円不足しており、税金で補填しています。



## 下水道の今後の見通し

### ①収入の減少

- ・人口減少、節水機器の普及による使用水量が減少するため、使用料収入は減少していく見通しです。

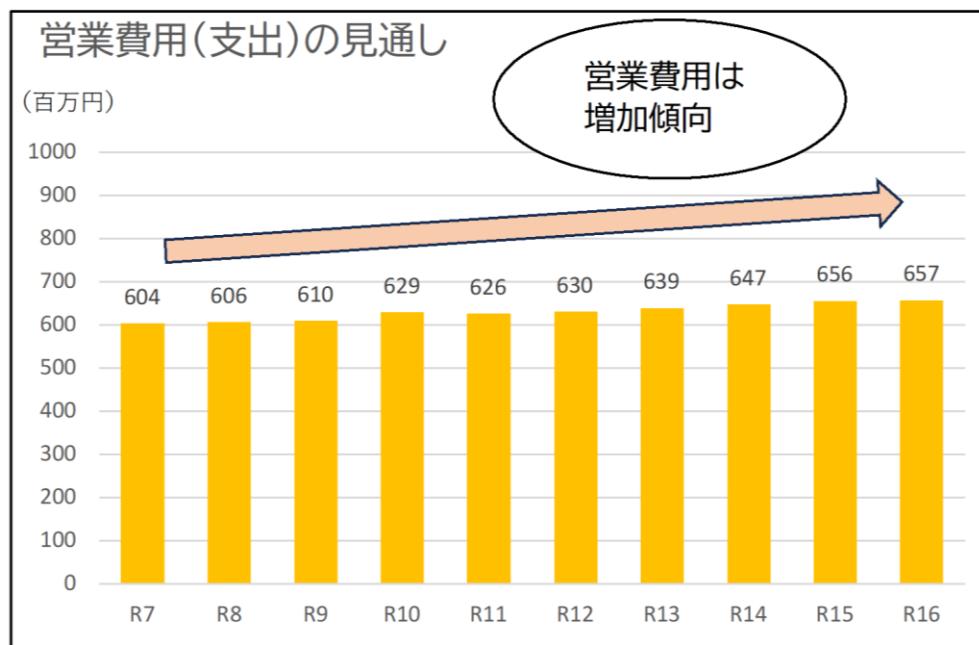




## 下水道の今後の見通し

### ②費用の増加

- ・人件費、燃料費などの物価高騰により費用は増加する見込みです。





## 下水道の今後の見通し

### ③施設の老朽化が進行

- 平成の初期に施工した下水管の老朽化が進行しており対応するための修繕・調査費用や改築費用が必要です。



下水道管調査で発見された浸入水の状況



## 経営改善のための取組について

収入の増加

令和16年度で3,500万円/年の増加目標

①下水道の使用者を増やす

← 下水道につないでいない世帯へ訪問し、接続を依頼します

支出の削減

令和16年度で5,200万円/年の削減目標

②下水道管への地下水の混入を減らす

← 処理費用を減らします

③広域化・共同化事業の推進

← 他市町共同で事業を行いコスト縮減します

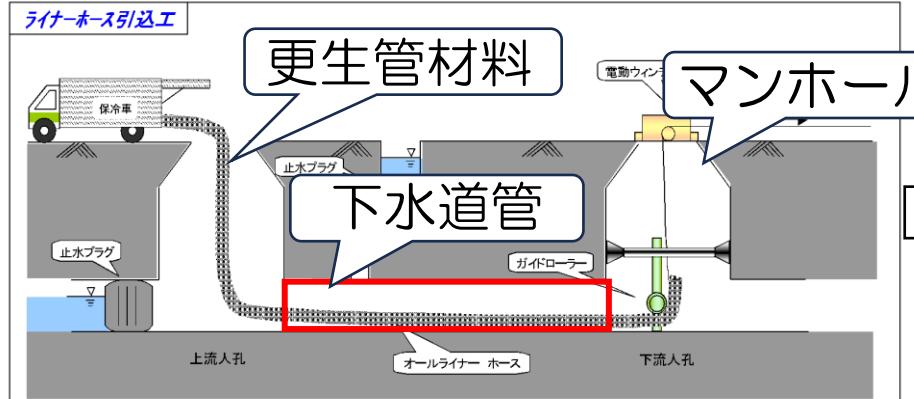
④民間活用

← 民間の知識・技術を利用してコスト縮減します

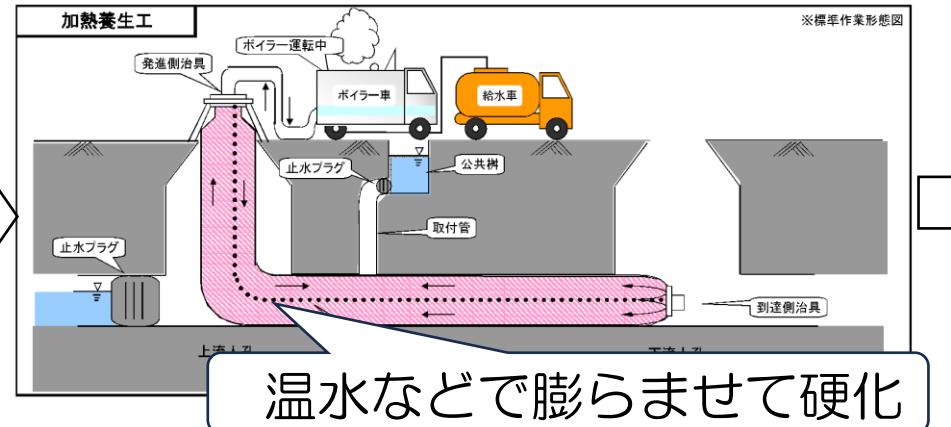


## ②下水管への地下水の混入を減らす → 管更生工事

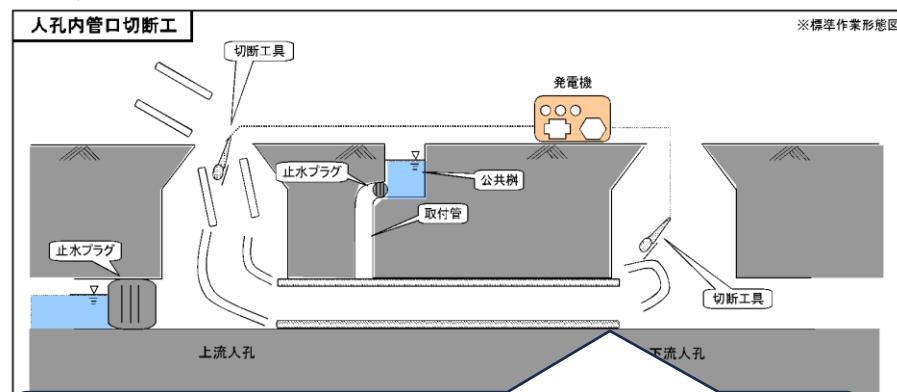
### 1) 更生管材料引込



### 2) 硬化

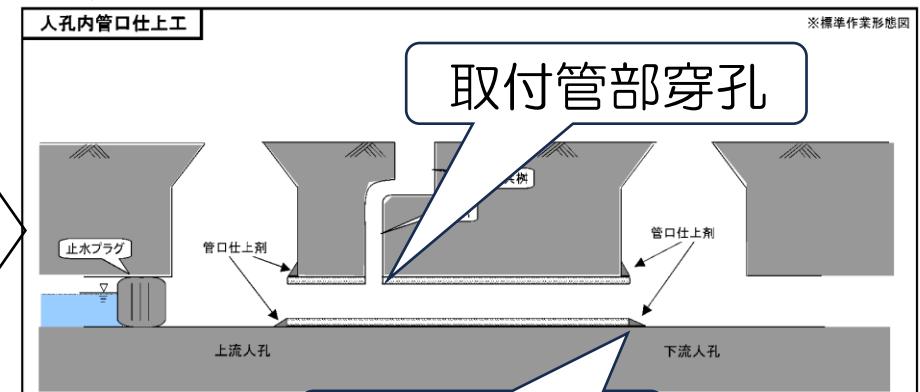


### 3) 切断



マンホール部で余分な材料を切断

### 4) 管口処理

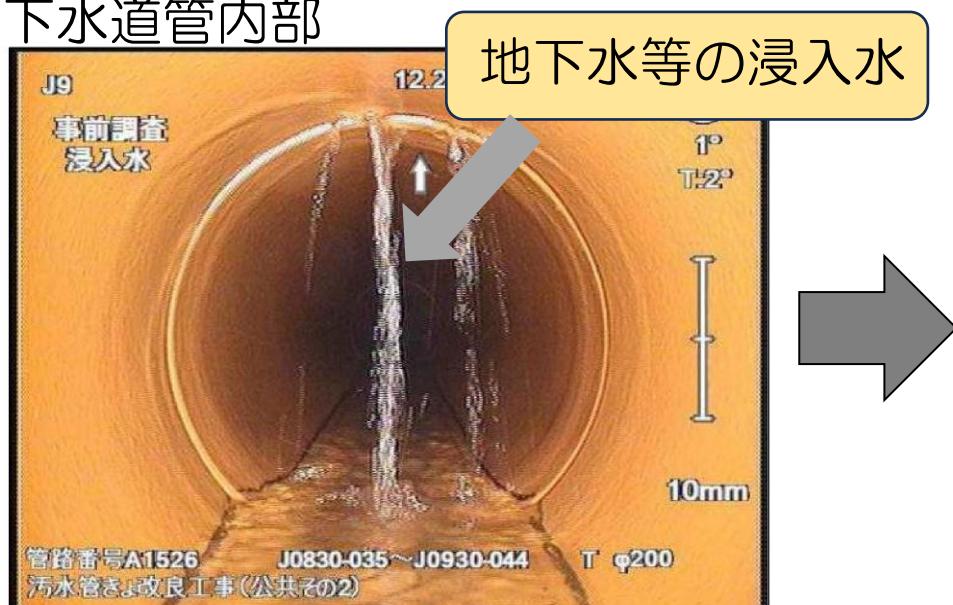


管口を仕上げ



# 管更生工事前後の状況

下水管内部



施工前



管更生工事後



### 経営改善のための取組について

これらを実施しても経営状況の大幅な改善は見込めないため、

**下水道使用料の改定が必要不可欠です！**

※使用料改定は平成元年の供用開始以降初めての実施です。



## 使用料収入改定スケジュール

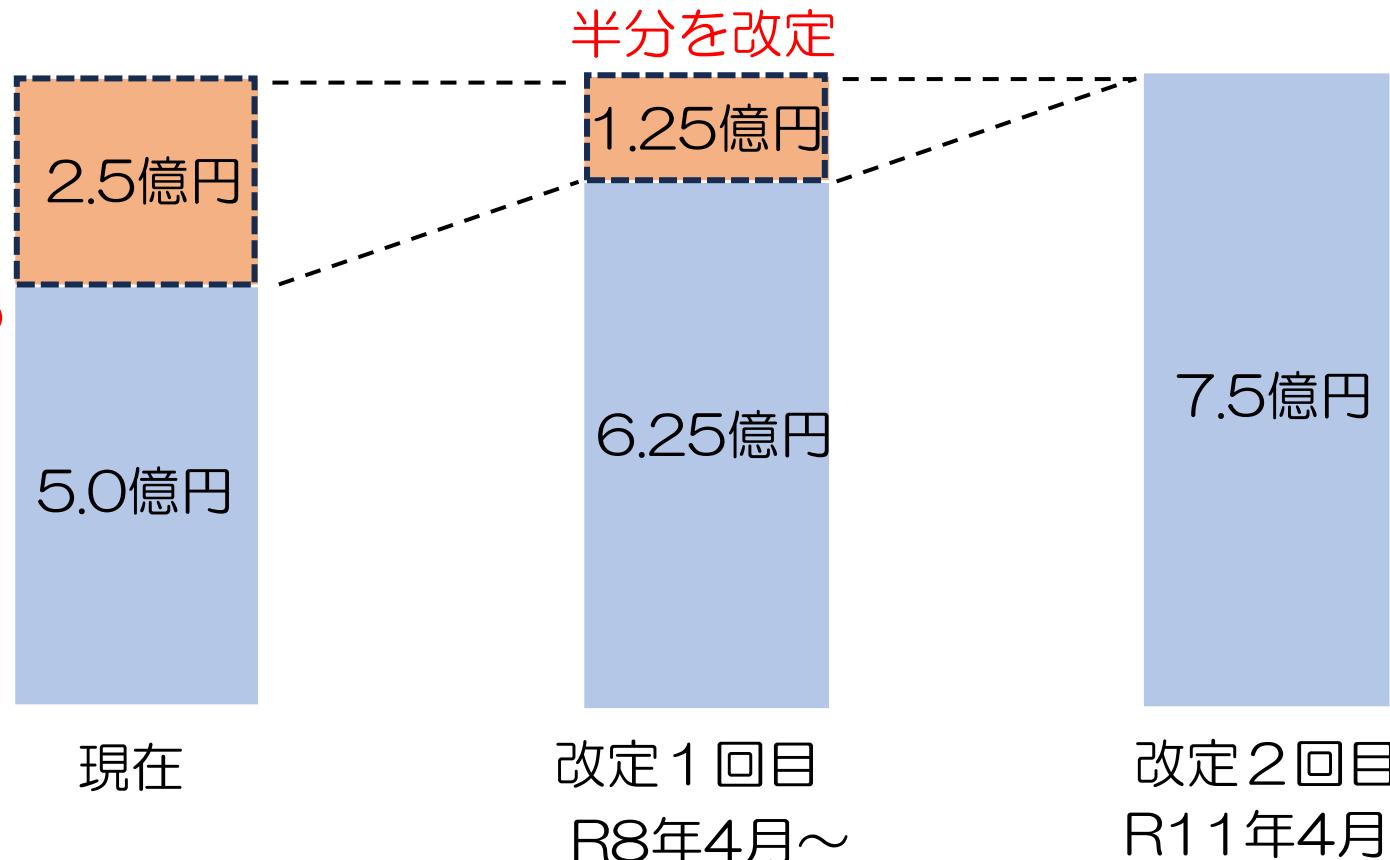
【不足分】

⇒税金で補填



必要な改定分

下水道使用料



- ・急激な使用料増加を緩和するため、必要な改定分を**2回に分けて**行います
- ・使用料収入全体で50%改定するため、使用量によって改定割合は異なります

## 2. 下水道使用料改定説明



### 改定後の使用料の目安

汚水量	10m³/月	20m³/月	30m³/月	500m³/月	1,000m³/月
イメージ					
現行使用料	770円	1,610円	2,650円	73,280円	172,780円
1回目改定後 (R8.4月) (差額)	1,025円 (+255円)	2,025円 (+415円)	3,275円 (+625円)	90,475円 (+17,195円)	207,975円 (+35,195円)
2回目改定後 (R11.4月) (1回目との差額)	1,300円 (+275円)	2,400円 (+375円)	3,950円 (+675円)	109,250円 (+18,775円)	244,250円 (+36,275円)
現行使用料と2回目改定後(R11.4月)との差額	+530円	+790円	+1,300円	+35,970円	+71,470円

注) 1月あたりの税抜きの金額です。請求は2ヶ月ごとに行います。

農業集落排水施設使用料もこの表に準じます。



## 改定後の使用料の単価表

(税抜)

現行使用料

水量区分 (m <sup>3</sup> /月)	現行単価 (円/m <sup>3</sup> )
基本使用料	550
従量使用料	1 ~ 5 m <sup>3</sup>
	5 ~ 10 m <sup>3</sup>
	10 ~ 20 m <sup>3</sup>
	20 ~ 30 m <sup>3</sup>
	30 ~ 100 m <sup>3</sup>
	100 ~ 500 m <sup>3</sup>
	500 m <sup>3</sup> ~

1回目改定（R8年4月～）

改定単価 (円/m <sup>3</sup> )	改定額 (円)
675	125
20	20
50	6
100	16
125	21
160	31
190	36
235	36

2回目改定（R11年4月～）

改定単価 (円/m <sup>3</sup> )	改定額 (円)
850	300
40	40
50	6
110	26
155	51
190	61
230	76
270	71

注) 1ヶ月あたりの税抜き単価です。



# 本日の次第

1. 市長挨拶
2. 下水道使用料改定説明
3. 新下水道使用料金の見方について
4. 個別質問

### 3. 新下水道使用料金の見方について

ご使用水量のお知らせ

お客様番号 - 給水装置設置場所

年度	第 期	ご使用月	用途
		月	
ご使用水量		水道ご使用量	下水排出量
		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
今回メーター指示数	前回メーター指示数	差引ご使用水量	
旧メーターご使用水量	合計ご使用水量	ご使用日数	
m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	日	
ご使用期間	月 日 ~ 月 日		
水道料金、下水道・農集排使用料ご請求予定額(消費税含む)			
水道料金	円	円	
合計金額	円	円	
通信欄			
<参考> 前年同期			
ご使用水量	ご使用日数	水道、下水道・農集排合計金額	
m <sup>3</sup>	日	円	
<small>■下水道、農集排の排水量は、水道のご使用水量と同じです。          (下水道新規設置時、井戸戻し等を除く)          ■測定値と表示値は実際の値と異なる場合がございます。          ■メーターを取り替えた場合のみ、旧メーターご使用水量に表示がございます。          大山市水道お客様センター TEL(0568)61-8711(直通)</small>			
検針日	検針員		
水道料金、下水道・農集排使用料領収書			
年度	第 期	ご使用月	月
ご使用水量		水道ご使用量	
m <sup>3</sup>		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
水道料金 (10%)	円 (内消費税)	円 (内消費税)	円 (内消費税)
合計金額	円	円	円
振替年月日			
上記の金額を口座振替により領収いたしました。 犬山市会計管理者印 犬山市水道事業企業出納員印			
この領収書は5年間大切に保管してください。			
届出のお願い			
<small>店舗の営業をお止めになった場合や新たに営業を開始した場合など、水道の用途が変わったときは、用途変更届を提出してご契約の          ◆家事用……一般家庭用          ◆湯屋営業用……一般公衆浴場用          ◆業務用……上記以外のすべて</small>			
この用紙では、納付することはできません。			

拡大

ご使用水量のお知らせ

お客様番号 - 給水装置設置場所

様

年度	第 期	ご使用月	用途
		月	
ご使用水量		水道ご使用量	下水排出量
		m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
今回メーター指示数	前回メーター指示数	差引ご使用水量	
旧メーターご使用水量	合計ご使用水量	日数	
m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	日	
ご使用期間	月 日 ~ 月 日		
水道料金、下水道・農集排使用料ご請求予定額(消費税含む)			

※赤まるで囲った箇所に  
記載されている水量  
を参照してください。

### 3. 新下水道使用料金の見方について

使用水量 (m³)	使用料(円)		
	現在	R8~	R11~
0	1,210	1,485	1,870
1	1,210	1,507	1,914
2	1,210	1,529	1,958
3	1,210	1,551	2,002
4	1,210	1,573	2,046
5	1,210	1,595	2,090
6	1,210	1,617	2,134
7	1,210	1,639	2,178
8	1,210	1,661	2,222
9	1,210	1,683	2,266
10	1,210	1,705	2,310
11	1,258	1,760	2,365
12	1,306	1,815	2,420
13	1,355	1,870	2,475
14	1,403	1,925	2,530
15	1,452	1,980	2,585
16	1,500	2,035	2,640
17	1,548	2,090	2,695
18	1,597	2,145	2,750
19	1,645	2,200	2,805
20	1,694	2,255	2,860
21	1,786	2,365	2,981
22	1,878	2,475	3,102
23	1,971	2,585	3,223

使用水量 (m³)	使用料(円)		
	現在	R8~	R11~
26	2,248	2,915	3,586
27	2,340	3,025	3,707
28	2,433	3,135	3,828
29	2,525	3,245	3,949
24	2,063	2,695	3,344
25	2,156	2,805	3,465
30	2,618	3,355	4,070
31	2,710	3,465	4,191
32	2,802	3,575	4,312
33	2,895	3,685	4,433
34	2,987	3,795	4,554
35	3,080	3,905	4,675
36	3,172	4,015	4,796
37	3,264	4,125	4,917
38	3,357	4,235	5,038
39	3,449	4,345	5,159
40	3,542	4,455	5,280
41	3,656	4,592	5,450
42	3,770	4,730	5,621
43	3,885	4,867	5,791
44	3,999	5,005	5,962
45	4,114	5,142	6,132
46	4,228	5,280	6,303
47	4,342	5,417	6,473

使用水量 (m³)	使用料(円)		
	現在	R8~	R11~
48	4,457	5,555	6,644
49	4,571	5,692	6,814
50	4,686	5,830	6,985
55	5,258	6,517	7,837
60	5,830	7,205	8,690
65	6,539	8,085	9,735
70	7,249	8,965	10,780
75	7,958	9,845	11,825
80	8,668	10,725	12,870
85	9,377	11,605	13,915
90	10,087	12,485	14,960
95	10,796	13,365	16,005
100	11,506	14,245	17,050

1ヶ月20m³使用した場合

※赤枠で囲った水量横の金額が、使用料となります。

注) 下水道使用料請求書の税込金額です。2ヶ月分の使用水量で計算します。



# 本日の次第

1. 市長挨拶
2. 下水道使用料改定説明
3. 新下水道使用料金の見方について
4. 個別質問

## 最後に

- ・持続可能な下水道事業のため、  
使用料改定に対するご理解・ご協力  
をよろしくお願ひします。
- ・本日はありがとうございました。